



比較経済史からみた三貨制の意義と特色

著者	鹿野 嘉昭
雑誌名	経済學論叢
巻	57
号	4
ページ	151-172
発行年	2006-03-20
権利	同志社大學經濟學會
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000008588

【論 説】

比較経済史からみた三貨制の意義と特色*

鹿 野 嘉 昭

1 は じ め に

わが国江戸時代の貨幣制度あるいは幣制の特色としては、三貨制が挙げられるのが一般的となっている。すなわち、江戸時代においては小判に代表される金貨、丁銀や南鐮二朱銀などの銀貨および銭貨（銅銭）という3種類の金属貨幣が並行流通していたが、金銀銭貨の3貨とも徳川幕府が鑄造した無制限通用の基本貨幣として位置づけられるとともに貨幣相互間の交換比率は市場において決定され、日々変動していた。加えて、「東国の金遣い、西国の銀遣い」と称されるように、全国的に流通していた銭貨を除けば、貨幣の流通状況においては地域差がみられたほか、財貨ごとに表示・決済貨幣が慣行として定まっていたと観念されている。

三貨制という言葉がいつごろ用いられるようになったのかという点に関しては、よくわかっていない。しかし、江戸時代後期の古泉家、草間直方（1753～1831）が著した『三貨図彙』の三貨という言葉が強い影響を及ぼしていると思われる。その一方で、『三貨図彙』は貨幣鑄造の経緯や形態など貨幣自体の説明に終始しており、貨幣制度のありようというマクロ経済的な視点からの議論はみられない。戦前・戦後の貨幣史研究も概ねそうした傾向を有して

*本稿は、2005年度社会経済史学会全国大会および日本金融学会歴史部会における報告論文「三貨制、銭遣いと銭匁勘定—国際比較の観点から江戸期幣制の特色を再検討する—」の前半部分を大幅に加筆・修正したものである。学会での報告に際しては、浦長瀬隆、浅井良夫、佐藤政則氏をはじめとして多数の先生方から貴重なコメントやアドバイスを頂戴した。また、岩橋勝氏には論文の草稿段階から種々ご指導をいただいたことを記して感謝することにした。いうまでもなく、ありうべき誤りや誤解はすべて著者の責に帰す。

おり、貨幣流通あるいは貨幣制度のあり方が包括的に検討されるまでには至っていなかった。管見の限り、この問題について真正面から取り組んだのが日本貨幣史研究の集大成という高い評価を得ている『図録日本の貨幣』¹⁾であり、ここでは「三貨の併立」が公貨流通上の特色として仔細に論じられている²⁾。これが三貨制という表現の起源となった公算が高い。

三貨制が江戸期幣制の特色であるという捉え方は現在、通説として広く受け入れられている。しかし、17～19世紀のヨーロッパ諸国においても金銀銅貨という3貨が並行して流通しているほか、インドや中国では地域ごとに流通貨幣が異なっていたことが知られている。その意味で、三貨制を江戸期幣制の特色とする通説の妥当性には疑問を投げかけざるを得ない。三貨制こそが江戸時代の貨幣制度の特徴であると主張するためには、17～19世紀における世界主要国の幣制と江戸時代のそれとを比較検討する必要があるが、そういった観点からの議論は、管見の限り、皆無である。それゆえ、本稿では、三貨制と称される江戸期幣制の経済史上の意義および特色について比較経済史の観点から再検討することにした。

本稿の構成は次のとおりである。すなわち、第2章において江戸期幣制の成立とその特徴について簡単に振り返った後、第3章では比較経済史の視点から三貨制の意義とその特色について再検討する。最後に、第4章においては本稿での議論を要約する。

2 江戸期幣制の成立とその特徴

2.1 江戸期幣制の成立

16世紀後半、織田信長や豊臣秀吉による天下統一作業が進んだが、統一政権がいまだ確立していないこともあって、貨幣発行権が政府により独占されるまでには至らなかった。当時は中世以来の伝統のうえに立って中国から輸入された銭貨（渡来銭）が国内貨幣として広く流通していた。しかし、その字

1) 日本銀行調査局『図録日本の貨幣』第2巻、東洋経済新報社、1973年。

2) 同上書、240～260頁。

義どおり造幣権者が日本国内に存していなかったため、品質の低下、私鑄銭の増大に伴う撰銭行為³⁾の高まりを背景として渡来銭が価値基準、支払手段として有効に機能しなくなり、商業取引の発展を阻害する事態もみられた。そうした支払決済面での混乱が貨幣流通上の大きな問題として施政者を悩ますなか、米が商品貨幣としての機能を再び拡大させていったほか、金銀産出量の急増を背景として各地の有力諸侯や商人が鑄造した金銀貨が高額債務の支払手段あるいは価値の貯蔵手段として地域的に流通していた⁴⁾。

こうした状況下、関ヶ原の戦いに勝利し、天下をほぼ掌中に納めた徳川家康は慶長6年（1601）、全国支配を経済面から徹底すべく、政治機構の整備に先立って、各地の鉱山を直轄領とするとともに貨幣発行権を独占のうえ金銀貨幣を新たに発行するというかたちで幣制の統一に乗り出した。日本の政府が貨幣発行権を行使して統一貨幣を発行したのは約650年振りのことであった。その後、江戸時代を通じて品位や量目の異なる数種類の金銀貨が鑄造されたが、それらはいずれも慶長金銀貨というように、発行時の年号にちなんだ名称で呼ばれた⁵⁾。

徳川家康が発行した慶長金銀貨は大判、小判、一分金という定位・定量の計数金貨および定位の秤量銀貨である丁銀、豆板銀という5種類の金銀貨からなっていた。これらの金銀貨は突然創設されたものではなく、当時、大口の交換手段として地域的に流通していた有力諸金銀を範として鑄造された。すなわち、豊臣氏の大判、徳川氏の小判・一分金を踏襲のうえ3種類の金貨（大判、小判および一分金）が鑄造された一方、銀貨については泉州堺の南鑛座の極印銀が範とされた。とりわけ、銀貨の場合、素材価値で支払手段に利用

3) 銭貨が私鑄された場合、利益の獲得のために含有銅量が削減されたり、鑄造技術が未熟なことから銭銘が崩れたりすることもあった。また、渡来銭も利用が嵩むにつれ、ひびが入ったり、一部に欠損がみられたりするものも増大した。これらは悪銭と呼ばれて嫌われ、交換手段としての受け取りの拒否あるいは減額通用を余儀なくされるようになった。こうした行為を撰銭（えりぜに）という。

4) 16世紀から18世紀にかけての貨幣流通の実態に関しては、浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史』（勁草書房、2001年）を参照。

5) 江戸期幣制の成立と展開については、たとえば岩橋勝「近世の貨幣・信用」、桜井・中西編『流通経済史』（山川出版社、2002年）、431～469頁を参照。

されるといふ当時の流通実態を踏まえ、重量を基準として価値が示される秤量貨幣として発行され、丁銀および豆板銀と称される定位の銀貨が鑄造された。そして、慶長13年(1608)には、金1両=銀50匁=錢4貫文という金銀錢貨間の交換比率が公定された。もっとも、実際の交換比率は市場実勢によって決められ、日々変動していた。

慶長金銀貨の場合、徳川幕府の財政支払いのほか、領国貨幣や渡来錢との引き替えて発行された。その一方で、当初の発行高がさほど多くはなかったことに加え、各地の大名領国においては銀を主体とした領国貨幣がすでに支払手段としての地位を確保のうえ広く流通していたことから、これらを代替のうえ全国に広く流通するまでにはかなりの年月を要する状況にあった。このため、徳川幕府では、慶長金銀貨の流通促進を目的として各種の施策を講じていたようである。たとえば、慶長小判の場合、1両という定額の流通価値が付されていたこともあって、徳川幕府では当時渡来錢の基準貨幣と観念されていた永樂通宝1貫文(1,000枚)と小判1両が等価であると定めて永樂錢と小判との交換を促した。また、寛永19年(1642)から万治3年(1660)にかけては東海道などの宿場に拝借金として慶長小判を貸し付け、1両=4貫文という公定相場で換算された錢貨での返済を求めるといった方策が実施された⁶⁾。こうした施策の実施とともに慶長金銀貨も漸次普及し、寛文年間(1660年代)になると文字どおり全国通用の支配的な貨幣としての地位を占めるに至った。

一方、日常生活上の交換手段として欠くことのできない錢貨の統一は、永樂通宝などの渡来錢が一般庶民や武士の間で広く流通していたこともあって、金銀貨以上に困難な作業であった。渡来錢を新錢貨で代替するためには莫大な量の錢貨を短期間のうちに新たに鑄造しなければならなかったからである。加えて、撰錢が錢貨流通上の一大問題として施政者を悩ましていたなかで、

6) 鈴木公雄「出土六道錢の組合せからみた江戸時代前期の銅錢流通」(『社会経済史学』第53巻第6号, 1988年2月), 20~23頁。

仮に徳川幕府鑄造の新銭貨が撰銭の対象となった場合、天下統一間もない幕府の政治権力基盤が経済面から動揺するおそれがあったため、幕府としても新銭貨の発行にはなかなか踏み切れなかったのである。それゆえ、徳川幕府が銭貨の統一作業に着手したのは幕府開府後30年余を経た寛永13年（1636）になってからであり、この年、寛永通宝と称される銅一文銭の鑄造が開始された。その後、寛永通宝の鑄造および渡来銭との引き替えは急ピッチで進み、寛文期（1660年代）には銭貨の供給体制も整ったとされている。

このように江戸時代の幣制は金銀貨を中心として形成されたが、金銀銭貨という三貨による幣制の統一が完了したのは1670年前後とされることが多い。したがって、徳川幕府では、金銀貨の鑄造が進展するまでの間、貨幣の安定的供給のためにも地域的に流通していた領国貨幣（ほとんどの場合、秤量銀貨）の存在を容認せざるをえなかった。その後、寛文11年（1671）になると、公鑄貨がほぼ全国各地に普及したことから、領国が発行した金銀貨も幕府の統制を受けることになった。さらに、元禄8年（1695）に至って領国貨幣の通用が停止され、ここにおいて名実ともに江戸期幣制の統一が完成したといえることができる。

2.2 江戸期幣制の特徴

以上のとおり、江戸時代においては、渡来銭という銭貨が単一の貨幣として流通していた中世とは異なり、金銀銭貨という3種類の鑄貨が貨幣として広く流通していた。このことにちなんで江戸期幣制は通常、三貨制と呼ばれる。三貨制が江戸期幣制の特色であるという捉え方は通説として広く受け入れられており、一部には「世界にも比類をみない近代幣制」⁷⁾とその独自性を強調する論者も存在する。

このほか、江戸期幣制においては、「東国の金遣い、西国の銀遣い」と称されるように、小額貨幣として全国的に広く流通していた銭貨を除けば、東日

7) 三上隆三『江戸の貨幣物語』（東洋経済新報社、1996年）、22頁。

本では金貨建て・金貨支払いが主流であった一方、西日本では銀建て・銀貨支払いが主流を占めるなど、貨幣の利用は地域的にも異なっていた。加えて、たとえば江戸でも大坂回りものは銀建て・銀貨決済、武士には金貨で扶持が支払われるなど、商品、階層ごとに支払手段となる貨幣は異なっていた。三貨制という場合、このような貨幣流通の地域的分断や貨幣利用の階層性も含まれる。

金銀貨の流通が地域的に分断されていた背景としては、先進経済地域であった西日本においては中国貿易に秤量銀が決済手段として利用されるなど銀遣いが支配的となっており、徳川幕府としてもそうした支払決済慣行を追認せざるをえなかったという事情が指摘されることが多い。もっとも、そうした貨幣利用に関する地域差は、近世における国民経済のあり方を考慮すると当たりまえの現象であり、むしろ金貨あるいは銀貨という単一の貨幣が統一的に利用されるべきと考えるほうがおかしいのかもしれない。17～18世紀当時における日本の人口は約3,000万人であり、そうした巨大な経済規模の国において単一の貨幣が交換手段として広く流通するのは決して容易なことではなく、その意味で金銀貨併用は当然ということもできる。ちなみに、近世ヨーロッパ諸国における大国であったイギリス、フランスの場合、人口がせいぜい1,000万人にとどまるなど、経済規模はさほど大きくはなかったのである。

江戸時代における貨幣の流通はまた、17世紀後半に完成した、大坂を中心とする全国市場の登場に支えられていたことを見逃すわけにはいかない。すなわち、当時の日本においては京都、大坂という大都市を抱えた近畿地方が繊維・織物業、手工業、美術・工芸品といった加工業を中心としてほとんどあらゆる生産物を生産していた一方で、地方は主として原料の供給基地および米の生産地として位置づけられていた。その結果、非農業人口比率の高い近畿地方に年貢米の一大消費市場が生まれるとともに、全国の特産物が五畿内とその周辺に集中することになった。事実、徳川幕府および領国大名の多くは年貢米の余剰分を畿内に廻送・売却のうえ貨幣を得、次いでその貨幣を

もって畿内の諸物資を購入したのであった。

こうした室町時代以来の産業間の地域分業や石高制に伴う年貢米の売却需要の高まりなどを背景として、水運の要衝地であった大坂が商品流通の中心地として発展し、米の全国市場が大坂に成立した。このようにして17世紀後半、大坂を中心とした全国市場が成立し、日本経済ははじめて国民経済として各種の経済現象を語れるようになった。大坂は「天下の台所」と称されるように経済運営上重要な地位を占めていたため、徳川幕府も大坂での各種の商業取引円滑化を狙いとして、京都に銀貨を鑄造する銀座において大量の銀貨を供給した。これがまた、「東国の金遣い、西国の銀遣い」を貨幣供給面から支えることになったのである。

2.3 貨幣論からみた江戸期幣制の特色

以上のように江戸期幣制においては、徳川幕府が幣制の統一に着手した当時の通貨流通事情を反映するかたちで、法貨として発行された金銀銭貨の3貨が流通していた。この三貨制と呼ばれる江戸期幣制の貨幣史上の意義と特色について検討するに際しては、貨幣の流通実態からの議論にとどまらず、経済理論的な吟味に加え、比較経済史的な観点からの検証も求められる。残念ながら、管見の限り、そういった観点のうえに立った議論は見当たらない。本稿では、そうした立場から三貨制の意義と特色について改めて検討することにした。

最初は、経済理論的な観点からの吟味であり、貨幣理論の立場から改めて三貨制の意義などについて検討しよう。貨幣は一般に、価値尺度、交換手段および貯蔵手段という3つの機能をもつ。徳川幕府が発行した金銀銭貨は、先に指摘したように、いずれもが全国各地で無制限に通用する法貨として位置づけられるとともに、両、匁、文というそれぞれに独自の貨幣単位にしたがって交換手段や価値尺度として利用されていた。

こうした貨幣の取り扱い方自体、①金銀銭貨の間には本位貨幣、補助貨幣

という階層関係はそもそも存在しない、すなわち3貨相互間の交換に対しては何ら制限が課されていなかったほか、②いずれの貨幣も価値尺度、交換手段および貯蔵手段という貨幣の3大機能を無制限に充足していたということの意味している。そういった貨幣の位置づけを前提として、金銀銭貨のいずれを価値尺度あるいは交換手段として利用するかは各地方あるいは商品ごとの取引慣行に加え、徳川幕府による貨幣供給政策などを与件として市場において決められ、「東国の金遣い、西国の銀遣い」という貨幣使用にかかわる地域性や各種の階層性が現出したと考えられるのである。このように貨幣論の立場から江戸期幣制を捉えた場合、金銀銭貨とも法貨として位置づけられ、それぞれの間での交換についてはなんら制限が課されていなかったことが根源的な特徴として指摘することができる。

この点に関連して一部には、金銀銭貨の3貨とも本位貨幣であったとか、金銀貨は本位貨幣であったが銭貨は補助貨幣として位置づけられていたとする議論もみられる⁸⁾。しかし、貨幣論の立場からすると、いずれの捉え方も正しくない。本位貨幣、補助貨幣は金本位制との関連で19世紀後半のヨーロッパ諸国において確立された、近代国家と密接に関連する貨幣概念であり、江戸時代といった前近代の幣制にはそのまま適用できないからである。加えて、銭貨の場合、高額の金銀貨が利用できない小口取引に補助的に利用されてきたという流通実態を踏まえて補助貨幣と呼ばれた公算が高い⁹⁾。こうした事情にも配慮して金銀銭貨という3貨については、無制限通用力を有する公鑄貨という意味で基本貨幣という概念を適用して理解するのが一般的となっている。それゆえ、江戸期幣制の場合、金銀銭貨という3種類の鑄貨が流通していたことにとどまらず、いずれの貨幣とも無制限通用力を有する基本貨幣

8) たとえば新保博は『近世の物価と経済発展』（東洋経済新報社、1978年）において、「銭貨は補助貨幣としての役割を担うものであり、一般の都市住民や農民の小口取引における一般的交換手段として利用されていた」（166頁）と主張している。

9) 岩橋勝は「徳川後期の「銭遣い」について」（慶応大学『三田学会雑誌』第73巻第3号、1980年6月）において、こうした見方に疑問を投げかけ、江戸時代も後期になると西日本地方を中心として銭貨が金銀貨に代わる基本貨幣として広く流通していたという「銭遣い」仮説を提示している。

として位置づけられるとともに通貨間の交換にもなんら制限が課されていないかったところに特色があるということが出来る。

とりわけ、比較経済史の観点からすると、あとで詳しく論じるように、銭貨という小額貨幣が当初から法貨として位置づけられるとともにその発行高が政府の管理下におかれていたことは江戸期幣制の特色として特筆するに値する。実際、近世ヨーロッパ諸国の政府は押しなべて小額貨幣不足問題に悩んでいたのである。というのも、各国政府は自由鑄造、自由溶解、自由輸出入という商品貨幣にかかわる原則を尊重し、金属貨幣相互間の交換比率および貨幣供給量の決定は市場に委ねていた。その結果、民間経済主体の裁定取引を通じて地金銀との等価関係が維持されていた金銀貨とは異なり、銅貨に代表される小額貨幣の場合、価値貯蔵手段として需要されることが少ないこともあって価格裁定が十分機能せず、金銀貨に対する価値下落とともに小額貨幣が不足する事態が幾度となく発生したのであった。

いうまでもなく、その背景としては、ヨーロッパ諸国の場合、銅貨は金銀貨に対する代用貨幣（token money）として位置づけられ、金銀貨との兌換性が保証されていなかったことが指摘できる。言い換えると、銅貨は金銀貨と異なる独自の流通圏を構成していたのである。これに対し江戸期幣制において銭貨は、中世以来の渡来銭利用の伝統のうえに立って、交換手段および、価値の貯蔵手段として広く利用されていたほか、金銀貨との兌換性も保証されていた。実際、江戸においては金銀銭貨の交換を業として営む両替屋が多数存在し、一般庶民からの両替要求を充足していた。このように考えると、江戸期幣制の意義や特色を議論するに際しては、銭貨の役割に関しこれまで以上に留意して取り進める必要があることが示唆される。

3 改めて三貨制の意義と特色について考える

3.1 中世から近世におけるヨーロッパ諸国の通貨事情

次に比較経済史の立場から、三貨制の意義と特色について検討する。最初に、

中世から近世にかけてのヨーロッパ諸国における通貨事情についてイギリスの事例を中心に据えつつ簡単に振り返ることにしよう¹⁰⁾。

ヨーロッパ諸国においては8世紀末から13世紀半ばまでの間、1ペニー銀貨 (silver penny) が唯一の物品貨幣として流通していた。次いで、シリング (1シリング = 12ペニー)、ポンド (1ポンド = 20シリング = 240ペニー) などを単位とする高額面の銀貨や金貨も流通するようになったが、17世紀後半までは銀貨が基本貨幣として位置づけられ、財貨の価格はすべて銀貨で表示されていた。その後、金貨の鋳造も始まり、17世紀末になると、金貨の普及とともに金貨も価値尺度として利用されるようになった。金貨の利用は時代を経るにしたがって漸次高まり、18世紀後半に至ると銀貨に代わって基本貨幣として役割を担い、そうした流れのなかで19世紀半ばに金本位制が確立されたのである。なお、金銀貨の地金銀含有率はたとえば1ペニー銀貨で96%ときわめて高く、それゆえ交換比率はその時々金の銀比価を基準として市場において決定されていた。

このように、ヨーロッパ諸国における貨幣は、16世紀後半から17世紀後半にかけて各国で実施された大改鋳 (great debasement) にもかかわらず、素材価値と流通価値 (額面金額) が一致した物品貨幣 (full-bodied commodity money) として位置づけられ、そうした形態でもって古くから利用されてきた。言い換えると、中世から近世にかけてヨーロッパ諸国で流通していた物品貨幣の場合、その流通価値は貴金属としての素材価値により保証されていた。そうした貨幣としての特性を制度面から担保すべく、各国政府とも貨幣鋳造権を独占することなく、造幣局での貨幣鋳造費用をある水準に定める一方で、自由鋳造、自由溶解、自由輸出入という3つの原則を媒介として貨幣供給量の決定を市場に委ねていた。実際、金属価格が貨幣の流通価値を上回れば貨幣

10) ヨーロッパ諸国における貨幣制度の変遷については、Sargent, T. J. and F. R. Velde, *The Big Problem of Small Change* (Princeton University Press, 2002)のほか、D. O. Flynn, A. Giraldez and R. Glahn eds., *Global Connections and Monetary History 1470-1800* (Ashgate Publishing, 2003)、C. Muldrew and S. King, "The Economic Context of Wage and Wage Payments in England 1600-1800," in P. Scholliers and L. Schwars (eds.), *Experiencing Wages* (Berghahn, 2002)などを参照。

は鋳潰される一方、金属価格が貨幣の鋳造価格を下回れば貨幣製造請求が高まるというかたちで、貨幣の鋳造量は市場での裁定行動により決定されていたのである。

加えて、ヨーロッパ諸国における金銀貨の場合、額面金額で流通する計数貨幣（money by tale）として発行され、大改鋳までの間、1ペニー銀貨が最小額面の貨幣となっていた。しかし、大改鋳に伴い銀含有量が大きく引き下げられた結果、1ペニー銀貨の製造が技術的に不可能となり、その後、製造は途絶えることになった。そうしたなか、17世紀に入ると、小額貨幣不足の解消を目的として銅貨が新たに鋳造されるようになった。銅貨も金銀貨と同様に計数貨幣として発行されたが、多くの場合、金銀貨とは異なり、政府が発行・流通に関与することはなかった。事実、銅貨を発行していたのは市評議会や有力企業などであった。また、銅貨の場合、素材価値から独立した額面価値（通常は素材価値の約25倍）が付された代用貨幣（token coin）あるいは名目貨幣として位置づけられていたため、発行すればするほど発行者の手許には貨幣鋳造益が残ることになった¹¹⁾。これが銅貨発行の誘因として作用した。

経済の発展とともに日常取引の決済手段としての小額貨幣に対する需要が増大傾向をたどったが、そういった経済的誘因が強く作用して銅貨の鋳造・流通高は急増した。その結果、イギリスにおいては18世紀半ばに至り、中世以来の最大の貨幣問題であった「小額貨幣の不足」問題は事実上、解消するに至った。ただし、銅貨の場合、日常生活上の交換手段として広く利用されたが、金銀貨に対する代用貨幣という位置づけもあって、財貨の価値基準に採用されることがなかったほか、金銀貨との兌換性も保証されていなかった。そうしたなか、交換手段としての銅貨の利用が定着するとともに銅貨と金銀貨との兌換を求める声が高まったが、この問題は金本位制の成立のなかで解決された。すなわち、イギリスにおいては1816年に制定された貨幣法に基づき金貨に本位貨幣あるいは一国における貨幣体系上の基準貨幣という役割が

11) Sargent and Velde, *The Big Problem*, pp.263-271.

付与される一方、銅貨は銀貨とともに補助貨幣として位置づけられ、政府が定めた比率で金銀貨と交換することが可能となったのである。

以上のとおり、ヨーロッパ諸国において中世から近世にかけて採用されていた物品貨幣制度の場合、次に掲げる5つの特徴を有していた。すなわち、第1に、物品貨幣は純度の高い貴金属から構成されていた。第2に、16世紀末までは銀貨のみが流通していたが、やがて金貨、銅貨も流通するようになった。第3に、金銀貨は計数貨幣として、その額面金額で通用していた。第4に、財貨の価値尺度に利用される基本貨幣としての役割を担っていたのは銀貨、金貨であり、銅貨は代用貨幣として位置づけられ、交換手段としてのみ機能していた。第5に、貨幣の鋳造量は、政府が定めた鋳造価格に基づき市民が造幣局に貨幣の鋳造を請求するというかたちで市場での貨幣需要によって決定されていた。

この間、19世紀以前のヨーロッパ諸国において流通していた金銀貨などは本来の意味での貨幣と呼べるか否かという問題についても検討する必要がある。仮にそうであるならば、価値尺度、交換手段としての機能が重視され、管理通貨制度では素材価値がゼロに等しい紙幣が額面金額で流通するように、素材価値の多寡は問題にはならない。しかし、金銀貨の流通に際しヨーロッパ諸国では、その素材価値が重視されていたのである。このこと自体、貨幣は価値貯蔵手段として重用されて、そうであるがゆえに高価な金貨が選好されたことを示唆している。換言すると、19世紀以前のヨーロッパ諸国において流通していた貨幣は、価値の貯蔵を主たる保有動機とする「部分貨幣 (partial money)」¹²⁾にとどまっていたと考えられるのである。

実際、ヨーロッパ諸国において産業生産や商品流通が活発化するのには産業革命以降のことである。そうした事実はまた、19世紀入り後、交換手段としての貨幣に対する需要が高まるなか、変動相場制の下にあった各種金属貨幣

12) 部分貨幣とは貨幣の3大機能すべてを満たさない貨幣のことをいう。部分貨幣概念の詳細についてはたとえば John Hicks, *Critical Essays in Monetary Theory* (Clarendon Press, 1967), p.2 を参照。

の交換に随伴する非効率性の排除要求が高まり、それが金本位制の成立を後押ししたことを示唆していると考えられるのである。加えて、19世紀半ばになると、オランダなどにおいては賃金労働者の増大とともに賃金支払手段としての小額貨幣に対する需要が高まったため、中等程度の額面の貨幣が新たに製造されることになったという。この事実も、19世紀以前のヨーロッパ社会で流通していた金銀貨は富の貯蔵手段として保有される傾向が強かったことを示唆している。この点、日本とは大いに異なるということができよう。

3.2 中国、インドにおける貨幣の流通事情

国際比較の観点から江戸時代の幣制である三貨制の経済史上の意義や特色を議論するに際しては、ヨーロッパ諸国にとどまらず、中国やインドなどアジアの経済大国の幣制や通貨の流通事情についても検討対象に含める必要がある。それゆえ、ここでは、前近代における中国およびインドの幣制および通貨事情についても簡単に紹介・検討することにしよう。

中国の場合、歴代王朝の政治・経済面での支配権力は一般に考えられているほど強固ではなかったこともあって、いずれの時代においても幣制が全国的に統一されたことはなく、貨幣の機能・形態・流通状況については地域的な格差が大きいことが知られている¹³⁾。実際、中国の幣制は銅鋌山の隆盛と衰退、銀の大量流入など、その時々における貨幣素材の利用可能性を所与として、民間部門による自律的な対応を軸として発展してきたということが出来る。たとえば、政府が鑄造した銅銭が古くから交換手段として利用されてきたが、それが全国に普及したのは銅の産出に恵まれた北宋時代（960～1127）に入ってからのものである。また、12世紀に入ると、銅銭の鑄造量の低下と海外への流出増大という環境変化に対応して、東南アジアを経由して

13) 中国における幣制および通貨事情については、たとえば斯波義信「中国における幣制の展開」日本銀行金融研究所『金融研究』（第15巻第3号、1996年8月）、黒田明伸『貨幣システムの世界史』（岩波書店、2003年）、Richard von Glahn, *Fountain of Fortune: Money and Monetary Policy in China 1000-1700* (University of California Press, 1996)などを参照。

イスラム圏から流入してきた銀が秤量貨幣としての機能を拡大させていったほか、大口取引用の交換手段として高額紙幣も利用された。

明代(1368～1644)になると、日本やスペイン領ボリビアから大量の銀が流入し、これが増大する貨幣需要を満たすことになった。このようにして中国においては明代以降、計数貨幣として公鑄された銅銭と素材価値で流通する秤量貨幣としての銀(銀錠あるいは馬蹄銀)が並存・流通し、大口取引には銀が、日常取引には銅銭がそれぞれ交換手段として利用されていた。また、18～19世紀における清代中国においても明代と同様に、銀錠と銅銭が並行して利用されたが、小額貨幣として全国に広く流通していた銅銭を除くと、江南地方など南方の先進経済地域においては銀錠、スペイン銀貨、銀票、銭票(銀票、銭票とも民間部門が発行した信用貨幣)が取引金額・用途に応じて使い分けられていた。これに対し、新疆、雲南など西辺の後進経済地域では銅銭と銀錠のみが流通し、銀票、銭票などの信用貨幣は流通していなかった。一方、華北や満州など北方の中進経済地域では、銅銭と銭票が利用されていた。この間、銀と銅銭との交換比率は市場において決定されていたが、銀貨と銅銭は互いに独立して流通していたため、相互間の交換性はとくに意識されていなかった。

一方、インドの場合、イギリスによる植民地支配が確立する19世紀初頭までの間、東部のベンガル地方においては金銀銅貨が基本通貨として並行流通していた¹⁴⁾。すなわち、ベンガル地方においてはムガル王朝が定立したムール金貨、ルピー銀貨およびダム銅貨が流通していたが、そのなかでも価値基準として広く利用されていたのはルピー銀貨であり、その意味で日本および中国と同様に銀経済の下にあった。ムール金貨は儀式用あるいは富の保蔵手段として利用され、交換手段として利用されることは少なかった。ダム銅貨は小口取引の決済手段として広く用いられていた。実際、16世紀までの間、

14) インドの幣制および通貨事情については、たとえばP.L. グブタ著、山崎元一ほか訳『インド貨幣史：古代から現代まで』(刀水書房、2001年)、黒田明伸『貨幣システムの世界史』、Prakash, O., "Long Distance Trade, Coinage and Wages in India, 1500-1960," を参照。

流通額という点においてダム銅貨が他の貨幣を凌駕していたが、1620年にアンナ（＝16分の1ルピー）単位の小額銀貨の鑄造開始とともに銀貨の流通量が増大し、17世紀半ば以降、銀貨が支配的な地位を占めるに至った。

これらベンガル地方で流通していた貨幣はいずれも純度がきわめて高いところに特色があり、そうした特性を反映して計数貨幣として額面金額で流通していた。加えて、政府では自らが定めた価格で地金を金銀銅貨に鑄造する王立造幣局を創設し、民間部門からの依頼に基づき貨幣を製造するにとどまったため、その時々の貨幣流通量および貨幣相互間の交換比率は市場において決定されることになった。また、ベンガル地方においては通貨交換に随伴する価格変動リスク回避のため、取引の表示通貨を決済通貨に利用するという慣行が形成されていたほか、どの貨幣を交換手段に利用するかについても市場での取引慣行にしたがって財貨ごとに定まっていた。この間、ダム銅貨で示される価値を下回る小額取引の決済には貝貨（shell money）が利用されていた。この貝貨は遠く離れたモルディブで採取され、ベンガル地方で生産された繊維製品、米、油、砂糖などとの交換で流入してきたが、幣制上はあくまでも代用貨幣あるいは補助貨幣として位置づけられ、金属貨幣との兌換は保証されていなかった。一方、インド南部地方の貨幣事情は大きく異なっていた。1687年にムガル王朝がゴルコンダ王朝を征服するまでの間、この地域においてはパゴダ金貨とキャッシュ銅貨が流通していた。そして、ムガル王朝による征服後、ルピー銀貨など同王朝の貨幣の鑄造が開始されたが、パゴダ金貨など旧王朝時代の貨幣も引き続き鑄造され、交換手段として広く利用され続けた。

このように中国、インドにおいて中世から近世にかけて通用していた物品貨幣は、次に掲げるとおり、5つの特徴を有していたと要約することができる。すなわち、第1に、両国とも当初は計数銅貨が主体であったが、外国からの銀流入もあって17世紀半ば以降、銀が支配的な地位を占めるようになった。第2に、中国において銀は秤量貨幣として通用していた一方、インドで

は金銀貨とも計数貨幣として機能していた。第3に、財貨の価値尺度に利用される基本貨幣としての役割を担っていたのは銀(中国)あるいは銀貨(インド)であり、銅貨は小口取引用の交換手段として機能していた。インドのベンガル地方の場合、さらに小額の取引については貝貨が利用されていた。第4に、貨幣の流通状況に関しては、地域的な格差がみられたほか、市場での取引慣行にしたがって財貨ごとに表示通貨や決済通貨が決まっていた。第5に、中国の場合、秤量銀貨は自律的に登場し、政府による管理の枠外で流通していた一方、インドにおいてはヨーロッパ諸国と同様に、貨幣鑄造量は政府が定めた鑄造価格に基づき需要者が造幣局に貨幣の鑄造を請求するというかたちで市場での貨幣需要によって決定されていた。

3.3 国際比較からみた江戸期幣制の特色

以上のとおり、17～19世紀のヨーロッパ諸国、中国、インドにおいても、わが国の江戸時代と同様に、金銀銅貨という異なった種類の金属貨幣が流通していたほか、貨幣の流通状況についても地域的な格差や財貨ごとの棲み分けがみられた。その意味で、三貨制が江戸時代に固有の幣制であるという捉え方が必ずしも正鵠を得たものではないことがわかる。三貨制がわが国江戸時代に独特の幣制とはいえないとした場合、それでは、江戸期幣制は一体、どういった特色を有していたのだろうか。この問題について比較経済史の観点から検討することにしよう。

第1表は、17～19世紀における日本、ヨーロッパ諸国、中国およびインドにおける幣制および貨幣の流通状況を一覧表に取りまとめたものである。そして、この表からは次のような事実が読み取れる。すなわち、第1に、江戸期幣制の場合、徳川幕府が地金銀および貨幣の鑄造・流通を自らの掌中のなかに独占してきたところが特徴的である。いうまでもなく、この特色は、関ヶ原の戦いでの勝利により天下をほぼ平定した徳川家康が1601年、経済面からの全国支配の徹底を狙いとして各地の鉱山を幕府の直轄領にするとともに慶

長金銀貨を新たに発行するというかたちで、幣制の統一に乗り出したことに起因する¹⁵⁾。このように江戸期幣制においては、幕府が地金銀の流通および

第1表 17～19世紀の世界主要国における幣制および貨幣の流通状況

	日本	ヨーロッパ諸国	中国	インド
政府による貨幣政策のあり方	鉱山を直轄領とするなど、金銀銅の供給を独占するとともに、貨幣鑄造権を民間開放せず、貨幣総量を政府の管理下におく	貨幣は素材価値で流通するという考えに基づき、貨幣の鑄造費用を公定することとどめ、貨幣総量の決定は市場に委ねられた	銅銭は政府が鑄造したが、銀の流通に関し政府は一切関与せず	貨幣は素材価値で流通するという考えに基づき、貨幣の鑄造費用を公定することとどめ、貨幣総量の決定は市場に委ねられた
貨幣素材と額面価値との関係	当初から一致せず	金銀貨の場合、素材価値と額面金額とはほぼ一致	銅銭の場合、一致せず。銀は素材価値で流通	金銀貨の場合、素材価値と額面金額とはほぼ一致
流通貨幣の種類	金貨：計数貨幣 銀貨：秤量貨幣 銭貨：計数貨幣	金貨：計数貨幣 銀貨：計数貨幣 銅貨：代用貨幣	銀貨：秤量貨幣 銅銭：計数貨幣 銀票、銭票	金貨：計数貨幣 銀貨：計数貨幣 銅貨：計数貨幣 貝貨：代用貨幣
貨幣相互間の交換可能性	金銀貨および銅銭とも基本通貨と位置づけられ、市場相場で無制限に交換できた	金銀貨相互間は市場相場で無制限に交換できたが、代用貨幣である銅貨と金銀貨との兌換性は保証されていなかった	銀貨、銅銭は互いに独立して流通していたため、相互間の交換性はとくに意識されていなかった	金銀銅貨とも基本通貨と位置づけられ、市場相場で無制限に交換できた
貨幣の利用実態	「東国の金遣い、西国の銀遣い」というように地域ごとに利用通貨が異なっていたほか、財貨ごとに表示通貨も異なっていた	これといった特色はみられず	地域ごとに利用通貨が異なっていたほか、商人間の大口取引の決済には銀、銀票が利用される一方、日用品は銅銭で取引されていた	地域ごとに利用通貨が異なっていたほか、財貨ごとに表示通貨も異なっていた

15) もう少し厳密にいうと、徳川幕府では、金座、銀座、銭座および大判座という機関が独占的に鑄造した金銀銭貨を法貨として流通させていた。

貨幣の鑄造を独占した結果、貨幣の額面（流通）価値と素材価値とが分断されるとともに市場での地金銀と金属貨幣との裁定行動が阻害され、それが江戸後期以降幾度となく実行された改鑄の基礎を形成したといえることができる。

これに対し、その他の諸国では多くの場合、金銀貨ともその素材価値を基準として古くから価値尺度、価値の貯蔵手段として機能していた。加えて、各国政府もそうした取引慣行を尊重のうえ、造幣局においてはあらかじめ定めた価格でいつでも貨幣の鑄造請求に応えるというかたちで貨幣鑄造権を民間部門に開放し、貨幣供給量の決定を民間部門の手に委ねていたのである。

第2に、江戸期幣制においては、アジア諸国と同様に、錢貨（銅貨）が古くから貨幣として広く流通していたという事情を受け、錢貨も当初から基本貨幣として位置づけられるとともに金銀貨との交換が100%保証されていたことが指摘できる。ヨーロッパ諸国の場合、19世紀半ばまでの間、銅貨は金銀貨の代用貨幣として位置づけられるとともに金銀貨との兌換が保証されないなど、銅貨の取り扱いがアジアの国々と大きく異なっていた。その意味で、江戸時代の日本において錢貨（銅貨）が基本貨幣として機能していたという事実は、日本だけでなく、前近代におけるアジア的な特色といえることができる。ただし、錢貨と金銀貨との交換が実際に行われていたのは日本とインドの2か国であり、中国では両者の交換はとくに意識されていなかったようである。

第3に、ヨーロッパ諸国やインドにおいては政府公鑄の金銀貨は素材価値と額面価値とが一致していたこともあって計数貨幣として流通していたのに対し、わが国江戸時代の銀貨は秤量貨幣として機能していたことが挙げられる。江戸期幣制に関するこれまでの議論においては、秤量貨幣が一般的な貨幣の形態であり、金貨が計数貨幣として流通したことこそが例外と位置づけられることが多い¹⁶⁾。しかし、比較経済史の立場からみるとむしろ逆に、銀貨が秤量貨幣として流通していたことのほうが特徴的であると結論づけられる。いうまでもなく、銀が秤量貨幣として流通していた背景としては、中国

16) 実際、日本銀行調査局編『図録日本の貨幣』第2巻（東洋経済新報社、1973年）は、秤量貨幣である小判が計数貨幣として機能するようになった背景について多面的な角度から検討している。

あるいは当時における東アジア貿易の影響を色濃く受けていたという事情を指摘することができる。すなわち、中国においては12世紀以降、イスラム圏、スペイン領ポリアや日本から流入した銀が秤量貨幣としての機能を自律的に拡大するとともに東アジア交易の決済手段として位置づけられるようになった。日本においても中国との交易を媒介として16世紀半ば以降、銀が秤量貨幣としての機能を高めるなか、徳川幕府としても幣制の統一に際しそうした銀貨の流通実態を無視できなかつたと考えられるのである。

3.4 三貨制の歴史的経路依存性

このように考えると、通説とは異なり、三貨制はわが国江戸時代に独特の幣制とは必ずしもいえないと結論づけられよう。その一方で、比較経済史の観点からみた江戸期幣制の特徴としては、①地金銀、貨幣とも徳川幕府による独占管理の下におかれるとともに貨幣総量も幕府によりコントロールされていた、②金銀貨の額面価値が当初より素材価値から乖離していた、③ヨーロッパ諸国やインドでは金銀貨とも計数貨幣として位置づけられていたのに対し、わが国の場合、中国と同様に、銀貨は秤量貨幣として導入された、④銭貨も金銀貨と同様に基本貨幣として位置づけられ、金銀貨との交換が100%保証されていた、という4つの事実を指摘することができる¹⁷⁾。

これら4つの特色のうち①から③までは金銀などの貴金属を商品貨幣として流通させるための制度的枠組みに関連するものである一方、④は金属貨幣相互間の交換性にかかわる取り決めとすることができる。ヨーロッパ諸国では古くより金銀貨が商品貨幣として利用されてきたが、先に指摘したように、多くの場合、金銀貨はむしろ富の蓄積手段として位置づけられており、そうした性格を反映するかたちで素材価値と流通価値との等価性が強く求められた。それはまた、政治的な支配権者が転変するなかで自らの財産の価値を維

17) この点に関連して日本銀行調査局編『図録』第2巻は、江戸期幣制の特色として徳川幕府による貨幣発行権の独占と全国鉱山の統制を挙げている（214～242頁）。この指摘は本稿で述べた第1の特色と一致するが、その他3つの特色については、比較経済史的な観点から希薄であったことから、指摘されるまでには至っていない。

持するという経済的な欲求に基づくものと考えられよう。これに対し日本の場合、戦国時代という一時期を除けば、国内は比較的安定しており、そうしたなか、財貨の流通を促進する利便性の高い交換手段として渡来銭が利用され、その延長線上に徳川幣制が構築されたという歴史的な経路依存性 (path dependence) が見出される。

要すれば、前近代における日本の幣制の特色は、金銀銭貨の並存流通、地域的な流通分断とその階層の利用にあるというよりもむしろ、小額貨幣として発行された銭貨が当初から基本貨幣として位置づけられるとともに金銀貨との兌換性が政府により一貫して保証されていたところに求めることができる。多分、これが三貨制と称される江戸期幣制の本質的な特色であり、江戸期幣制を議論するに際しては銭貨の役割をもう一段重視のうえ取り進める必要があると判断される。

4 お わ り に

以上のとおり、本稿では貨幣理論および比較経済史の観点から江戸期幣制の特色を再検討した。その結果、次のような事実が明らかになった。

すなわち、第1に、江戸時代の幣制は、三貨制と称されるように、金銀銭貨という3種類の金属貨幣の並存流通、貨幣利用の地域性や階層性に特色があると観念されているが、そういった捉え方は正鵠を得ているとは必ずしもいえない。近世のヨーロッパ諸国、中国、インドにおいても、複数の金属貨幣が同時に流通していたほか、貨幣の流通に関しても地域・階層的な棲み分けがみられたからである。

第2に、その一方で、比較経済史の観点からみた場合、江戸期幣制の特徴としてはむしろ、①地金銀、貨幣とも徳川幕府による独占管理の下におかれるとともに貨幣総量も幕府によりコントロールされていた、②金銀貨の額面価値が当初から素材価値から乖離していた、③ヨーロッパ諸国やインドでは金銀貨とも計数貨幣として位置づけられていたのに対し、わが国の場合、中

国と同様に、銀貨は秤量貨幣として導入された、④銭貨も金銀貨と同様に基本貨幣として位置づけられるとともに金銀貨との交換が100%保証されていた、といった点を指摘することができる。

第3に、貨幣理論的にみた場合、これらの分析結果のうち、④の特色が特筆に値する。江戸時代においては中世以来の渡来銭利用の伝統のうえに立って、銭貨は当初から基本貨幣として位置づけられ、金銀貨との兌換性も保証されていたため、日常生活における交換手段のみならず、価値の貯蔵手段としても広く利用されていたのである。

いずれにしても、これらの事実は江戸期幣制における銭貨の重要性を指摘している。銭貨の重要性は1980年ごろから松山大学の岩橋勝教授により指摘され、近年では「銭遣い経済圏」に加え、銭匄勘定の存在が主張されている。本稿で得られた知見を基礎として今後、これらの問題についても現代的な観点から検討することにした。

The Doshisha University Economic Review Vol.57 No.4

Abstract

Yoshiaki SHIKANO, *Is the Three-tier Metal Standard a Distinctive Character of the Currency System in the Edo Period?*

The currency system in the Edo period is commonly referred to as the three-tier metal standard because three types of metal coins – gold, silver and copper coins were all used simultaneously as currency or the legal tender. We examine this from the perspective of comparative history and find that it is not a necessarily distinctive character of the Edo currency system since such a character of currency circulation is also observed in European countries and India in the 17-19th centuries. As an alternative we present another hypothesis that metal coins in the Edo period were distinct in that they were not constructed as full-bodied commodity money, while in European countries and India gold and silver coins were minted as full-bodied. This difference is derived from the monopoly of gold and silver bullion by the Tokugawa government and the long-term use of copper coins as currency in measuring and settling monetary transactions from the 13th century.